

北上市訓令第2号

市長部局

北上市公印規程の一部を改正する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年2月26日

北上市長 八重樫 浩 文

北上市公印規程の一部を改正する訓令の一部を改正する訓令

北上市公印規程の一部を改正する訓令（令和6年北上市訓令第12号）の一部を次のように改正する。

表2の項の改正規定を次のように改める。

2

別表（第3条関係）

種類	公印 番号	刻印 文字	印材	大きさ（ミリ メートル）	保管責 任者	摘要
[略]						
職印	[略]					
	71	岩手 県北 上市 長之 印	電子 印	方10	まちづ くり部 スポー ツ推進 課長	情報システムによ る北上市体育施設 規則（平成3年北 上市規則第66号） に基づく北上市体

別表（第3条関係）

種類	公印 番号	刻印 文字	印材	大きさ（ミリ メートル）	保管責 任者	摘要
[略]						
職印	[略]					
	71	岩手 県北 上市 長之 印	電子 印	方10	まちづ くり部 スポー ツ推進 課長	情報システムによ る北上市体育施設 規則（平成3年北 上市規則第66号） に基づく北上市体

							育施設使用許可書 その他の文書用								育施設使用許可書 、 <u>北上市立学校施設の開放条例（平成22年北上市条例第33号）に基づく施設使用料減免決定通知</u> その他の文書用
3	別表（第3条関係）							別表（第3条関係）							
	種類	公印 番号	刻印 文字	印材	大きさ（ミリ メートル）	保管責 任者	摘要		種類	公印 番号	刻印 文字	印材	大きさ（ミリ メートル）	保管責 任者	摘要
	[略]							[略]							
	職印	[略]													
		71	岩手 県北 上市 長之 印	電子 印	方10	まちづ くり部 スポー ツ推進 課長	情報システムによる <u>北上市体育施設規則</u> （平成3年北上市規則第66号）に基づく <u>北上市体育施設使用許可書</u> 、 <u>北上市立学校施設の開放条例（平成22年北上市条例</u>			71	岩手 県北 上市 長之 印	電子 印	方10	まちづ くり部 スポー ツ推進 課長	情報システムによる <u>北上市スポーツ施設規則</u> （平成3年北上市規則第66号）に基づく <u>北上市スポーツ施設使用許可書</u> 、 <u>北上市立学校施設の開放条例（平成22年北</u>

							第33号) に基づく 施設使用料減免決 定通知その他の文 書用								上市条例第33号) に基づく施設使用 料減免決定通知そ の他の文書用
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

改正前	改正後
附 則 この訓令は、令和6年12月1日から施行する。<u>ただし、表2の項の改正部分は、令和7年4月1日から施行する。</u>	附 則 この訓令は、令和6年12月1日から施行する。<u>ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</u> (1) 表2の項の改正部分 令和7年3月1日 (2) 表3の項の改正部分 令和7年4月1日
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、令和7年2月26日から施行する。